

第1回北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会 議事概要

1 日 時

令和6年(2024年)7月8日(月)12:50~14:40

2 場 所

道庁本庁舎12階 環境生活部1号会議室

3 出 席 者

別添出席者名簿のとおり

4 議 事

(1) 北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会の運営について

- ・事務局から、指定管理者制度について概略を説明(資料なし)。
- ・続けて、資料1「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」により、委員会の組織、体制等について説明するとともに、職員及び選定委員の遵守事項について説明。
- ・委員から意見、質問等は特になし。

(2) 委員長、副委員長の選定について

- ・委員による互選の結果、委員長は岡田委員、副委員長は森平委員にご就任いただくこととなった。

(3) 北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会運営要領(案)について

- ・事務局から、資料2の「北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会運営要領(案)」について概要を説明。

【質疑・審議】

- ・〔岡田委員長〕第4条「会議の概要等は公表する。」の等とは何か。
- ・〔事務局〕議事概要の他、委員名簿などの会議資料を公表することを想定している。

- ・岡田委員長から、第5条(審査及び選定方法)は、議題(4)ウ「審査及び選定について」の説明を聞いてから審議したい旨、発言あり。全委員の同意により、「北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会運営要領」は、第5条の決定を保留とし、その他については(案)のとおり決定された。

(4) 北海道立女性プラザ指定管理者公募要項(案)について

ア 北海道立女性プラザの概要について

- ・事務局から、資料3「北海道立女性プラザ指定管理者公募要項(案)」及び資料5「北海道立女性プラザの施設の概要」により、概要を説明
- ・委員から意見、質問等は特になし。

イ 公募の内容、申請条件及び指定手続のスケジュールについて

- ・事務局から、資料3及び資料7「北海道立女性プラザ管理運営業務要求水準書（案）」により説明。

【質疑・審議】

- ・〔宮嶋委員〕平日9時から21時までに加え土曜も開館しているなど、長時間開館しているが、夜間の利用状況やスタッフ配置状況を教えてほしい。
- ・〔事務局〕現状として、日中に比べ夜間の利用者数は少ないものの、図書の閲覧等を中心に一定の利用者は存在する。そのため、現行の指定管理者は、夜間の利用者数に対応できる程度のスタッフ数を配置して対応しているところ。
- ・〔森平委員〕公募要項（案）7ページの申請書類一覧表について、団体の財務の状況等に関する資料として、備考欄に「申請日の属する事業年度の前年度事業年度分」とある。通常、企業の財務状況をチェックする場合は最低3カ年分を確認する。単年であれば、その年だけ良く見せることは可能であるし、たまたま良かった、悪かったということもある。5年間の事業を公募するにあたって、3箇年程度の財務状況の推移を確認することが必要。一方で、資料8の決定基準（案）によれば、必須項目審査に係る審査項目の③【資産および財務の状況】として、「過去3年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと」と記載がある。公募要項に明記して、3カ年度分の財務諸表を求めべきではないか。
- ・〔事務局〕ご指摘のとおり、資料3と資料8の整合性がとれていない。制度所管課に確認の上、修正を検討する。
- ・〔宮嶋委員〕文化施設、コミュニティ施設といった他の公的施設は条例等でやるべきことがはっきりしていることが多いが、男女平等参画に関する施設には、はっきりした答えがなく、苫小牧市の施設として、これまで苦労してきたところ。道立女性プラザには北海道の男女平等参画の拠点施設、センターオブセンターとしての役割を期待している。プラザの常駐職員に研修の機会が確保されるよう要求水準か何かに盛り込んでほしい。また、広大な北海道において、道民や市町村職員に対して、男女平等参画の理念や情報を届けるためには、ネットでの情報発信やセミナーのリモート参加といった取組の促進が有効と思われる。要求水準や指標に入れてはいかがか。限られた予算で、長い開館時間を維持しながら事業を展開していくことは容易ではないと承知している。要求が過大にならない範囲で検討いただきたい。
- ・〔岡田委員長〕資料8の決定基準（案）8～9ページに、加点審査項目に係る評価の視点として、インターネットの活用を評価事項とする旨の記載がある。こういったところの表現を詳しくすることで、申請者に促す方法もあると思う。
- ・〔事務局〕宮嶋委員のご意見を受け止め、持ち帰らせていただく。岡田委員長のご助言を参考にしながら、どのように公募資料に反映させるか検討する。
- ・〔岡田委員長〕資料3の公募要項（案）10ページに、審査及び選定の方法として、「ヒアリング等」とある。この「等」は具体的に何か。申請者から申請内容を聞くだけではなく、指定管理者となった場合はこうしてほしいといった道からの要求も伝えるという意図が含まれるのか。

- ・〔事務局〕ここで、北海道からの要求内容を伝えることは想定していない。
資料8「決定基準」5ページに欄外に「申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。」と記載があるため、「等」は追加書類の提出を指すものと推測される。制度所管課に確認し、後日ご回答する。

ウ 審査及び選定について

- ・事務局から、資料3及び資料8「北海道立女性プラザ指定管理者候補者決定基準（案）」により説明。

【質疑・審議】

- ・〔森平委員〕申請資格等審査及び必須項目審査については、一つでも要件を満たしていないと失格であるとのことであるが、もし、1社しか申請がなかった場合に、加点項目は審査するのか。下限点数の設定はあるのか。
- ・〔事務局〕1社しか申請がなかった場合も加点項目を審査する。下限点数の設定はないが、委員の皆様にも、加点項目審査の結果を踏まえ、申請者が指定管理者としてふさわしいかどうか審査いただくこととなる。
- ・〔岡田委員長〕資料8の決定基準（案）6ページに、加点項目審査に係る配点表があるが、「道が支払う管理費用の総額が安価であること」が極端に高い配点となっている。道の支払う総額の限度額が決まっているわけで、その中でいかに安くあげるかを競うのではなく、女性プラザの設置目的を達成できるかを競ってほしい。
- ・〔森平委員〕〔宮嶋委員〕同意見である。
- ・〔事務局〕3名の委員から意見をいただいたことを受け止め、検討したい。この配点は、制度導入時の大きな目的が経費削減であったことから設定されたものであるが、制度導入から年月がたち社会情勢も変化している。見直しの余地はないか、制度所管課に相談の上、検討したい。
- ・最後に、議事（3）で保留となっていた「北海道立女性プラザ指定管理者候補者選定委員会運営要領」第5条については、案のとおり決定することとした。

5 その他

- ・委員から意見のあった箇所については、確認・検討の上、後日事務局からメールで回答すること、第2回委員会については10月の開催を予定しており、後日日程調整を行うことを事務局から説明した。

(14:40 終了)